

復興のポイントⅢ 新しい経営形態の導入

1 漁業経営

◆協同化及び協業化等による取組支援◆

関係機関と連携し、被災により個別での再起が難しい漁業者に対して、協同化や協業化などによる経営再開や経営安定に向けた取組を支援しました。

主な事業		
課名	事業費(千円) [決算額]	事業名
農林水産経営支援課	2,874 [2,622]	漁業経営改善支援強化事業

○新しい経営形態の導入について

(関連事業：漁業経営改善支援強化事業)

1 概要

水産業を取り巻く環境は、近年、魚価の低迷、燃油や生産資材の高騰等により収益性が低下するとともに、漁業者数は右肩下がりに歯止めがかからず、急速な高齢化が進んでいます。

このような中、昨年3月に発生した東日本大震災は、本県の沿岸漁業に壊滅的な被害をもたらし、多くの漁業者が瞬時にして漁船や養殖施設等の生産基盤を失いました。この未曾有の大震災から早期の復旧復興を図るには、漁業生産基盤の復旧整備を急ぎ、漁業者の生産活動を支援するとともに、効率的・安定的な経営体の育成が急務となっています。

震災後、国では、被災した漁業者を支援するため、漁業者の共同化・協業化等を要件とした補助事業を打ち出したことから、事業を活用するために各地で漁業者グループができつつあります。このような動きを一過性のものとせず、今後も継続して推進していくとともに、更には、本県沿岸漁業を担う中核的な経営体として育成していくことが重要であることから、関係機関と連携を図りながら、共同化、協業化に取り組む漁業者グループへの支援を行いました。

2 支援内容

◆がんばる養殖復興支援事業の計画作成支援

当該事業は、被災漁業者の早期再建を支援するため、国が第3次補正で予算化したもので、漁協等が事業主体となって共同化を行う漁業者グループに必要な経費を助成する事業です。事業の実施には5年以内の自立を目指した経営計画の作成が必要となることから、事業主体である宮城県漁協や宮城県水産業経営支援協議会等の関係機関と連携して計画作成を指導、支援しました。

◆漁業生産組合の設立支援

震災後、国の復旧復興支援として、新規補助事業の創設や既存事業のメニュー拡充等の措置がなされました。これらの補助事業は、漁業協同組合か漁業生産組合でなければ利用できないため、被災した漁業者の中には、独自に漁業生産組合を設立し早期に漁業再開を目指そうという機運が高まりました。

この結果、県内では新たに15の漁業生産組合（平成24年7月現在）が設立され、県では、生産組合の設立にかかる指導や認可を行うとともに、設立された生産組合が今後とも安定した経営を続けていけるよう支援を行うこととしています。

【震災後に設立された漁業生産組合：平成24年7月末現在】

1	大国丸漁業生産組合	9	山根定置漁業生産組合
2	前網漁業生産組合	10	東松島漁業生産組合
3	みやぎ定置漁業生産組合	11	山神水産漁業生産組合
4	漁業生産組合「浜人」	12	徳宝丸漁業生産組合
5	南三陸漁業生産組合	13	とき丸漁業生産組合
6	大伸丸漁業生産組合	14	稻荷丸漁業生産組合
7	角万漁業生産組合	15	明神丸漁業生産組合
8	日門漁業生産組合		

(農林水産経営支援課)

—主な取組—

○施設保有漁協の設立について

(関連事業：水産業協同組合指導事業)

1. 設立の経緯

宮城県漁業協同組合（以下「県漁協」）は、東日本大震災により甚大な被害を受け、組合本所・支所11施設のうち約8割が流失、損壊するなど、固定資産や販売品・購買品の流失による特別損失は17億8800万円に達しました。

この影響により平成22年度当期損失金は21億7300万円、自己資本比率は系統自主ルールの10%を下回る7.3%に低下しました。

県漁協では、被災した農漁協の金融機能の強化を目的として改正された再編強化法に基づき、農水産部協同組合貯金保険機構及びJFマリンバンク支援協会から資本注入（66.8億円）を受け財務・運営基盤の強化を図ることにしました。

しかし、漁業生産の迅速な復旧を図るため、県漁協が国の補助事業を活用して漁船や共同利用施設等を整備した場合、県漁協が多額の固定資産を取得することになり自己資本比率の低下を招くことが問題となりました。

このため、県漁協では、国の補助事業を活用して共同利用漁船・施設等を取得するための受け皿として施設保有漁協を新たに設立することになり、県では、組合設立、運営にかかる指導、支援を行いました。

2. 組合の概要

(1) 名称及び所在地

- ①宮城県北部施設保有漁業協同組合（気仙沼市港町503-6（県漁協気仙沼総合支所内））
- ②宮城県中部施設保有漁業協同組合（石巻市開成1-27（県漁協石巻総合支所内））
- ③宮城県南部施設保有漁業協同組合（塩釜市新浜3-6-27（県漁協塩釜総合支所内））

(2) 設立年月日

平成23年11月25日法人登記（県認可 平成23年11月18日）

(3) 組合事業

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置及びこれに附帯する事業

(4) 組合員（平成24年4月末現在）

- | | |
|------------------|--------|
| ①宮城県北部施設保有漁業協同組合 | 1,461人 |
| ②宮城県中部施設保有漁業協同組合 | 873人 |
| ③宮城県南部施設保有漁業協同組合 | 271人 |

(5) 出資金

1口 10,000円

(農林水産経営支援課)

○漁業・養殖業復興支援事業について

1 はじめに

- ✓ 東日本大震災により、本県水産業に壊滅的な被害が生じていましたが、漁業の復興のためには震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換を図る必要があります。
- ✓ 養殖業の復興のためには、共同化による生産の早期再開に向けた経営の再建と安定的な生産体制の構築を図る必要があります。

2 主な事業内容

① 漁業復興支援運営事業

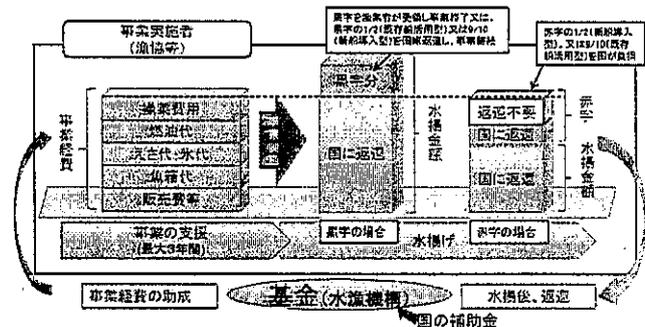
- 漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性を向上する復興計画の策定・認定等にかかる経費を支援します。

② 養殖復興支援運営事業

- 養殖業の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築を図る復興計画の策定・認定にかかる経費を支援します。

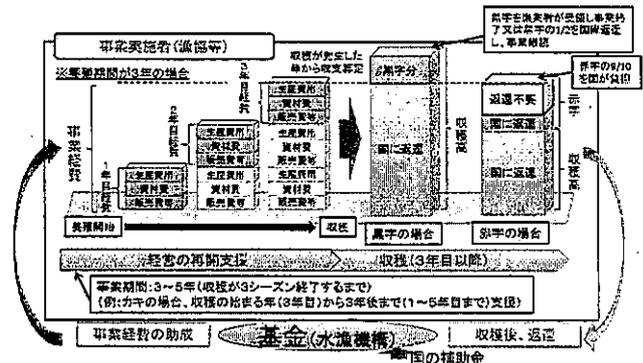
③ がんばる漁業復興支援事業

- 地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（用船料、燃油代、氷代等）を支援します。



④ がんばる養殖復興支援事業

- 地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）を支援します。



3 現在の状況（平成24年3月末時点）

- がんばる漁業復興支援事業 → 県内で6件が計画の認定を受けています。
- がんばる養殖復興支援事業 → 県内で4件が計画の認定を受けています。

（水産業基盤整備課）